

さいたま市消防水利整備基準等改定検討会設置要綱

(設置)

第1条 さいたま市消防水利整備基準等の改定にあたり、専門的かつ多様な意見を聴取するために、消防水利整備基準等改定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会は、次に掲げる事項について、委員から意見を聴取するものとする。

- (1) さいたま市消防水利整備基準に関する事項
- (2) 耐震性防火水槽整備計画に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、座長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 消防行政又は都市防災に関し、識見を有する者
- (2) 防火水槽整備工事に関し、識見を有する者
- (3) 自治会の代表者から指名された者
- (4) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する翌年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長及び職務代理者)

第4条 検討会に座長を置き、委員の互選により定める。

- 2 座長は、検討会の会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会の会議は、座長が招集し、主宰する。

- 2 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外に対し、出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。
- 3 検討会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、消防局総務部消防施設課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。